



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



明けましておめでとうございます。本年も何卒よろしくお願いたします。

慌ただしく年末年始が過ぎました。コロナの関係で、しばらく実家に戻るのも遠慮していましたが、今年は主人と私の両方の実家に戻りました。作ってもらったおせち料理を出してもらって、お酒を飲んで…有り難いお正月でした。

★気になる相場★



～社員への祝金の相場～

【結婚祝金】

(円)

	一律定額支給の企業	勤続年数に応じて金額を変える企業		
		3年	5年	10年
最高額	280,000	100,000	100,000	100,000
最低額	10,000	10,000	10,000	10,000
最多回答額	30,000	30,000	30,000	30,000

\*日本実業出版社（2018年6月調査）

## ★1月のお仕事カレンダー



1/10	● 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
1/20	● 納期特例適用 令和4年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付
1/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>● 11月決算法人の確定申告と納税・令和5年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）</li> <li>● 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）</li> <li>● 労働保険料の納付（延納3期分）</li> <li>● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満／令和4年10月～12月）</li> <li>● 法定調書の提出（税務署） ● 給与支払報告書の提出（市区町村）</li> </ul>

## ★トピックス★



## ～就職後3年以内に辞める若者の割合～

厚生労働省は昨年10月28日、平成31年3月に卒業した新規学卒者の、就職後3年以内の離職状況を取りまとめて公表しました。今回の取りまとめにより、大学卒の31.5%、高校卒の35.9%が、就職後の3年以内に離職していることが分かりました。高校卒は前年より1ポイント低下、大学卒は0.3ポイント上昇しています。

離職率は事業所規模が小さいほど高まる傾向が見られ、1,000人以上規模では大学卒・高校卒ともに約25%であるのに対して、5～29人規模では、5割前後にのぼっています。

新規学卒者の就職後3年以内の離職率（上位5産業）

高 校		大 学	
宿泊業・飲食サービス業	60.6%	宿泊業・飲食サービス業	49.7%
生活関連サービス業・娯楽業	57.2%	生活関連サービス業・娯楽業	47.4%
教育・学習支援業	53.5%	教育・学習支援業	45.5%
小売業	47.6%	医療、福祉	38.6%
医療、福祉	45.2%	不動産業、物品賃貸業	36.1%

手間やコストを掛けて採用した若者が3年以内に半分も辞めてしまうというのは非常にもったいない状況です。充実した教育体制や働きやすい環境を整えるなど、若本に長く働いてもらうための工夫が必要だといえます。

## 高校生のアルバイトを雇おうと思いますが、 気を付けることは何でしょうか？

高校生アルバイトについては、法律で18歳未満の就労制限があるため注意が必要です。労働時間など知らず知らずのうちに法律違反をしてしまわないよう、ルールを確認して雇用するようにしましょう。高校生というと一般的に15～18歳でしょう。労働基準法では18歳未満の者を「年少者」といい、働かせる際に制限を設けています。（15歳の3月末までは「児童」で、原則労働者として働かせることは禁止。）

### ●働かせてはいけない業務

危険な仕事やお酒を提供して接待する仕事などをさせてはいけません。（例）  
・坑内労働  
・重量物を扱う業務  
・安全上危険（ボイラー、クレーン等の運転業務、火薬の取り扱い等）  
・衛生上有害（水銀、ヒ素等の取り扱い、有害ガスが発散する場所、強烈な騒音を発する場所等）  
・福祉上有害（酒を提供して接待する業務、バー、キャバレー、クラブ等）

### ●働かすことのできる時間

原則として深夜（午後10時～午前5時）に働かせてはなりません。また、1日8時間、1週間40時間（法定労働時間）を超えて働かせることは禁止されています。変形労働時間制やフレックスタイム制も原則として適用できません。

### ●労働契約は、親ではなく本人と結ぶこと、賃金の支払いも直接本人へ

労働契約の締結は、親など本人以外の人と結ぶことは法律で禁止されているため、必ず「本人」と行わなければなりません。ただし、民法の規定では、未成年者が契約を締結するには法定代理人（親権者または後見人）の同意が必要とされていますので、労働契約書で、親権者の同意も取っておきましょう。賃金の支払いについても同様で、親などの口座に振り込むことはできません。口座振り込みをするなら、必ず本人名義の口座でなければなりません。

### ●入社時には、年齢を証明する書類の保管が必要

年齢を証明する書類は、学生証や健康保険証ではなく、住民票記載事項証明書といった公的な書類を提出してもらい、保管しておく必要があります。

これらに違反すると、罰則が設けられているものもあります。罰則のみならず、企業の社会的地位を脅かし、従業員からの信頼を損ねる可能性もありますので、正しく雇用しましょう。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

